

平成 26 年 6 月 27 日  
総務省 岐阜行政評価事務所

## 震災対策の推進に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

－災害応急対策を中心として－

### 〈岐阜県の事例〉

総務省は、東日本大震災における災害応急対策の実施状況や今後の震災に備えた災害応急対策の検討状況を調査し、その結果に基づき、本日、内閣府、総務省、厚生労働省及び経済産業省に勧告を行いました。

岐阜行政評価事務所（所長：星川公司）は、この調査を担当（平成 24 年 12 月～平成 25 年 3 月に実地調査）し、岐阜県による広域避難に係る基本方針の作成が全国の推奨的な事例として結果報告書に取り上げられています。

#### 【東日本大震災の教訓等】

結果報告書 p 157

広域的な避難が発生 ⇒ 広域避難を想定した備えが必要（別紙表 1）

#### 【調査結果】

##### ○ 広域避難の手順等の検討が進んでいない。

結果報告書 p 158

実地調査した 29 都道府県及び 168 市町のうち、広域避難に係る手順等を策定しているのは 6 都道府県（約 2 割）及び 4 市町（2%）（別紙表 2）

※ 現在、全国知事会において、広域避難に係る具体的な運用等の検討を行っている。

##### ○ 岐阜県の状況

結果報告書 p 158～159、174～175

岐阜県は、広域避難に当たって避難元市町村、避難先市町村及び県の具体的な取組を記載した「広域避難に係る基本方針」を作成している。（別紙表 3）

#### 【勧告】

結果報告書 p 304～305、308

地方公共団体の広域的な協力体制の構築への支援（広域避難に係る手順等の策定については、全国知事会の広域応援体制に関する検討が円滑に進むよう、必要に応じ助言を行うなど、検討作業に協力する。）（内閣府、総務省（消防庁））

(注) 本行政評価・監視は、本省行政評価局、8管区行政評価局等及び16行政評価事務所で実地調査。  
(内閣府等のほか、全国29都道府県、168市町等を実地調査)

勧告及び結果報告書の全体版については、行政評価局のホームページに掲載されます。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h26.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h26.html)

〈岐阜県の事例に関する照会先〉

総務省岐阜行政評価事務所

評価監視官室（渡邊）

（電 話）058-246-4411

## 別紙

**表 1 東日本大震災における広域避難に関する教訓**

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	○ 市町村や県を越える避難が必要となったが、そのような避難を想定した備えが十分ではなく、他の地方公共団体による避難者の受入れや広域避難者に対する支援の実施までに時間を要した。円滑な広域避難に資するため、都道府県が、広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立を図ることが必要である。

- (注) 1 防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。  
 ※防災対策推進検討会議：平成 23 年 10 月、内閣府に設置された専門調査会  
 2 結果報告書 168 ページに掲載

**表 2 広域避難が必要となるとしている 26 都道府県及び 95 市町における広域避難に係る手順等の策定状況**

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	策定済み	未策定	計
都道府県	6 (23.1)	20 (76.9)	26 (100)
市 町	4 (4.2)	91 (95.8)	95 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 実地調査した 29 都道府県及び 168 市町のうち広域避難が必要になるとしている 26 都道府県及び 95 市町における策定状況である。  
 3 結果報告書 170 ページに掲載

表3 広域避難に係る手順等を作成している例（岐阜県）

地方公共団体名	内 容								
岐阜県	<p>○ 東日本大震災の被災地では、市町村域を越えた避難が多数行われ、避難者の把握、受入れについて多くの課題を残したことから、県では、東海・東南海・南海連動地震等の大規模広域災害に備え、県内の市町村域を越えた広域避難の際の県と県内市町村との役割分担について記載した基本方針を平成24年3月に作成した。</p> <p>表 広域避難の際の各主体の業務の概要</p> <table border="1" data-bbox="284 510 1369 1592"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 510 416 551">区 分</th> <th data-bbox="416 510 1369 551">業務の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 551 416 869">避難元市町村</td> <td data-bbox="416 551 1369 869"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村域を越えて避難する住民の概数把握</li> <li>災害の態様、規模によって避難する先の誘導を行う必要がある場合、住民の避難誘導の実施及び避難に関する広報の徹底</li> <li>効率的な避難を行うため、必要に応じ、避難者の輸送手段の確保を調整し、輸送を実施</li> <li>災害時要援護者の避難状況の把握及び福祉施設等への入所の調整</li> <li>自市町村内での受入れが不可能な場合、他の市町村へ避難した方が適切な場合等において、県への広域調整の要請 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 869 416 1111">避難先市町村</td> <td data-bbox="416 869 1369 1111"> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難元市町村からの避難行動が円滑に行える条件を備えた避難施設のうち広域避難に係る避難者を受け入れる施設を選定し速やかに開設</li> <li>広域避難に係る避難者を避難所において受入れ避難者を把握</li> <li>受け入れた避難者に対し、毛布、食料、その他生活物資を提供、避難所を運営 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1111 416 1592">県</td> <td data-bbox="416 1111 1369 1592"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の要請に基づき、避難者受入れに関する調整（受入市町村の決定、情報提供等）の実施</li> <li>避難元市町村に関する情報（被害状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難先市町村に対し提供</li> <li>避難先市町村に関する情報（避難先市町村の受入状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難元市町村に対し提供</li> <li>必要に応じ、避難元市町村、避難先市町村への職員の派遣</li> <li>避難元市町村庁舎が被災し、又は避難元市町村職員が多数被災し、その業務の円滑な実施が困難な場合、県が他の市町村に応援すべき事を指示するなどの調整を行い、広域避難に関する業務を実施</li> <li>広域避難が県内にとどまらず、県外に及ぶ場合、必要に応じ、避難先都道府県と調整を図り、円滑な広域避難を推進 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="320 1592 644 1621">(注) 当省の調査結果による。</p> <p data-bbox="306 1668 1393 1740">なお、県では、上記基本方針の趣旨を各市町村が作成している避難計画等に反映するよう求めており、基本方針については随時見直しを図っていくこととしている。</p>	区 分	業務の概要	避難元市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村域を越えて避難する住民の概数把握</li> <li>災害の態様、規模によって避難する先の誘導を行う必要がある場合、住民の避難誘導の実施及び避難に関する広報の徹底</li> <li>効率的な避難を行うため、必要に応じ、避難者の輸送手段の確保を調整し、輸送を実施</li> <li>災害時要援護者の避難状況の把握及び福祉施設等への入所の調整</li> <li>自市町村内での受入れが不可能な場合、他の市町村へ避難した方が適切な場合等において、県への広域調整の要請 等</li> </ul>	避難先市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難元市町村からの避難行動が円滑に行える条件を備えた避難施設のうち広域避難に係る避難者を受け入れる施設を選定し速やかに開設</li> <li>広域避難に係る避難者を避難所において受入れ避難者を把握</li> <li>受け入れた避難者に対し、毛布、食料、その他生活物資を提供、避難所を運営 等</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の要請に基づき、避難者受入れに関する調整（受入市町村の決定、情報提供等）の実施</li> <li>避難元市町村に関する情報（被害状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難先市町村に対し提供</li> <li>避難先市町村に関する情報（避難先市町村の受入状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難元市町村に対し提供</li> <li>必要に応じ、避難元市町村、避難先市町村への職員の派遣</li> <li>避難元市町村庁舎が被災し、又は避難元市町村職員が多数被災し、その業務の円滑な実施が困難な場合、県が他の市町村に応援すべき事を指示するなどの調整を行い、広域避難に関する業務を実施</li> <li>広域避難が県内にとどまらず、県外に及ぶ場合、必要に応じ、避難先都道府県と調整を図り、円滑な広域避難を推進 等</li> </ul>
区 分	業務の概要								
避難元市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村域を越えて避難する住民の概数把握</li> <li>災害の態様、規模によって避難する先の誘導を行う必要がある場合、住民の避難誘導の実施及び避難に関する広報の徹底</li> <li>効率的な避難を行うため、必要に応じ、避難者の輸送手段の確保を調整し、輸送を実施</li> <li>災害時要援護者の避難状況の把握及び福祉施設等への入所の調整</li> <li>自市町村内での受入れが不可能な場合、他の市町村へ避難した方が適切な場合等において、県への広域調整の要請 等</li> </ul>								
避難先市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難元市町村からの避難行動が円滑に行える条件を備えた避難施設のうち広域避難に係る避難者を受け入れる施設を選定し速やかに開設</li> <li>広域避難に係る避難者を避難所において受入れ避難者を把握</li> <li>受け入れた避難者に対し、毛布、食料、その他生活物資を提供、避難所を運営 等</li> </ul>								
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の要請に基づき、避難者受入れに関する調整（受入市町村の決定、情報提供等）の実施</li> <li>避難元市町村に関する情報（被害状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難先市町村に対し提供</li> <li>避難先市町村に関する情報（避難先市町村の受入状況、避難住民の概数、災害時要援護者対応等）を避難元市町村に対し提供</li> <li>必要に応じ、避難元市町村、避難先市町村への職員の派遣</li> <li>避難元市町村庁舎が被災し、又は避難元市町村職員が多数被災し、その業務の円滑な実施が困難な場合、県が他の市町村に応援すべき事を指示するなどの調整を行い、広域避難に関する業務を実施</li> <li>広域避難が県内にとどまらず、県外に及ぶ場合、必要に応じ、避難先都道府県と調整を図り、円滑な広域避難を推進 等</li> </ul>								

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 結果報告書 174 ページに掲載